

監事監査報告書

令和 8 年 6 月 9 日

学校法人 山野学苑 評議員会 御中

学校法人 山野学苑 理 事 会 御中

学校法人 山野学苑

監事 黒石匡昭 (印)

監事 村山利栄 (印)

私たちは、私立学校法第 104 条及び学校法人山野学苑寄附行為第 17 条の規定に基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における理事の職務の執行、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）とその附属明細書、並びに事業報告とその附属明細書について監査を行いました。その監査の方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその概要

監事は、理事会、評議員会その他の重要な会議に出出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を求め、必要に応じて説明を求めるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び各学校における業務及び財産の状況を調査しました。

内部統制システムに関しては、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について、理事及び職員等から定期的に報告を求め、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書、並びに事業報告及びその附属明細書については、それらが法令及び寄附行為に準拠して作成されているか否かを検証いたしました。

さらに、会計監査人（虎ノ門有限責任監査法人）からその監査の方法及び結果について報告を受け、その相当性を検討いたしました。

2 . 監査の結果

(1) 業務監査意見

- 理事の職務の執行に関し、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実、又は不正の行為はないと認めます。
- 内部統制システムに関する理事会の決議の内容、及び当該内部統制システムの構築・運用の状況に関し、指摘すべき事項はないと認めます。
- 事業報告及びその附属明細書の内容は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計監査意見

- 学校法人の財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書は、学校法人会計基準に準拠し、学校法人の財政状態及び収支の状況をすべての重要な点において正しく示しているものと認めます。
- 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上